

空地及び空家の火災予防について！

☆ 光地区消防組合火災予防条例では、放火、火遊び、煙草の投げ捨て等による空地、空家の火災を未然に防ぐため、空地及び空家の所有者、管理者等に対し火災予防上の管理について規定しています。

《背景》

総務省消防庁の調べによると、過去10年間の全国の火災原因で最も多いのが放火となっています。空地及び空家は、簡単に侵入でき、人の目がつきにくく、枯草やゴミ等の燃えやすい物が散乱していることから、放火の標的になりやすいものとなっています。

《具体的な管理について》

空地の管理では次のことに注意してください。

- 枯草は定期的に刈り取り、適切に処理しましょう。
- 木屑や紙屑等の燃えやすいものは、置かない（放置しない）ようにしましょう。
- フェンス等で周囲を囲みましょう。



空家の管理では次のことに注意してください。

- みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- 燃えやすいものを周囲に置かない（放置しない）ようにしましょう。
- ガスや電気は確実に遮断し、危険物（灯油等）は置かないようにしましょう。

光地区消防組合火災予防条例

（空地及び空家の管理）

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

- 2 空家の所有者または管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。